

直近の暴力団情勢について

大阪弁護士会

民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員

心齋橋中央法律事務所 弁護士 藤内 健吉

第1 山口組の分裂に伴う抗争の発生

1 指定暴力団六代目山口組は、平成27年8月に、内部の対立から分裂が発生し、指定暴力団神戸山口組が結成され、その後、指定暴力団神戸山口組内部においても分裂が発生し、平成29年4月に、指定暴力団任侠山口組（現在の名称は指定暴力団絆會）が結成されるなど、ここ数年にわたり、山口組における分裂とこれに伴う組同士の抗争が発生しています。

とりわけ、指定暴力団六代目山口組と指定暴力団神戸山口組との間における抗争は激しさを増し、平成31年4月から令和元年11月にかけて、拳銃や自動小銃を用いた抗争事件も生じ、一般市民に対する危険も高まる状況となっていました。そのような状況を踏まえて、令和2年1月、大阪府、兵庫県、京都府、三重県、愛知県及び岐阜県の6府県において、公安委員会が両組織について「特定抗争指定暴力団」として指定する（以下「特定抗争指定」といいます）こととなり、大阪府下においては、大阪市及び豊中市が警戒区域として指定されました。特定抗争指定は3か月間の期間とされていましたが、令和2年4月に同7月まで延長がされております。

2 特定抗争指定がされることで、警戒区域内において指定暴力団六代目山口組及び指定暴力団神戸山口組の組員が多数人で集まったり、組事務所に立ち入ったりすることが禁止されることとなりました。これに伴い、公安委員会は、指定暴力団の組事務所として把握している建物には、使用を禁止する標章が貼付し、指定暴力団の組員が立ち入っていないかについて、警戒がされており、抗争の抑止に関する一定の効果は出ているものと思われます。

第2 特定抗争指定後の状況

1 以上の特定抗争指定がなされたことにより、指定暴力団の〇組がそれまであった大阪市から東大阪市に新たに組事務所を移転するということが生じました。これを受けて、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターは、付近住民の委託を受けて、組事務所の使用を禁止する仮処分命令を求めて大阪地方裁判所に申し立て、令和2年5月21日にこの申立を認める命令が発令されました。

このように、特定抗争指定がなされたことによって、指定暴力団の組員が活動の拠点を移転させるという状況が生じており、このような状況にも注意を払う必要が生じ

ております。

- 2 また、特定抗争指定後、コロナ禍の影響もあってか、目立った抗争は生じておりませんが、令和2年5月に岡山市において抗争とみられる発砲事件が生じ、これに関連して、新たに鳥取県、島根県、岡山県及び愛媛県においても特定抗争指定がされるように手続きが進められている状況にあります。
- 3 大阪においては、現状、コロナ禍の状況は収束傾向にあるところではありますが、指定暴力団による抗争は現在も継続している状況にありますので、そのことを十分に理解していただければと思います。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載